

学校法人浪商学園 評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浪商学園の評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給及び算定方法)

第2条 評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、学内評議員及び兼務役員には支給しない

(1) 評議員会等会議への出席 日額20,000円

(2) その他 理事長の要請により職務執行の都度定める

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、前条の職務執行があった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。

(費用)

第4条 評議員が第2条の職務執行をした場合は、その都度実費相当額の旅費を支給する。

2 評議員としての職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(細則の制定)

第5条 理事長は、この規程について必要と認めた場合は、細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。